

公 告

「陸上自衛隊大久保駐屯地、陸上自衛隊宇治駐屯地及び陸上自衛隊桂駐屯地における売店の設置及び経営」

陸上自衛隊中部方面総監部人事部厚生課

保存期間：5年（12.3.31まで保存）
枚 数：4枚

令和6年8月20日

公 告

防衛省陸上自衛隊
中部方面総監部人事部厚生課長

陸上自衛隊大久保駐屯地、陸上自衛隊宇治駐屯地及び陸上自衛隊桂駐屯地における売店の設置及び経営を行う業者について、次のとおり募集します。

記

1 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 業者説明会に参加すること。
- (3) 国有財産の使用許可期間内において、大久保駐屯地、宇治駐屯地及び桂駐屯地の3ヶ所の駐屯地に売店の設置及び経営ができること。
- (4) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合は、その者、法人である場合は、役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は、代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (5) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し若しくは関与している者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者ではないこと。

- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者では、ないこと。
- (9) 暴力団又は暴力団員及び(4)から(7)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者では、ないこと。

2 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可による。

3 公募業種、公募数及び設置場所等

業 種	公募 業者数	駐屯地名	所在地
物品等販売 (コンビニ 等)	1	大久保駐屯地	〒611-0031 京都府宇治市広野町風呂垣外 1-1
		宇治駐屯地	〒611-0011 京都府宇治市五ヶ庄官有地
		桂駐屯地	〒601-8211 京都府京都市南区久世高田町

※3ヶ所の駐屯地に同じ事業者が別に示す期間等にそれぞれ同時に売店等を設置及び経営ができることを条件とする。

4 募集期間等

(1) 募集要領・仕様書の配布期間

令和6年8月20日(火) 午前9時から

令和6年9月 2日(月) 正午まで

(ただし、土曜・日曜・祝日を除く。)

(2) 配布場所

ア 陸上自衛隊伊丹駐屯地 中部方面総監部人事部厚生課

兵庫県伊丹市緑ヶ丘7丁目1-1

電話072-782-0001(内線2628)

イ 陸上自衛隊大久保駐屯地 業務隊厚生科共済班

京都府宇治市広野町風呂垣外1-1

電話 0774-44-0001(内線382)

ウ 陸上自衛隊宇治駐屯地 関西補給処 総務部総務課厚生班

京都府宇治市五ヶ庄官有地

電話0774-31-8121(内線320)

エ 陸上自衛隊桂駐屯地 関西補給処桂支処総務部総務課厚生班
京都府京都市南区久世高田町
電話 075-381-2125 (内線321)

※上記のいずれにおいても、同一の募集要領・仕様書を受領できます。

5 公募についての業者説明会

- (1) 日 時 令和6年9月9日(月)午後1時30分から
- (2) 場 所 陸上自衛隊大久保駐屯地厚生センター2階(第2ホール)
- (3) 説明事項 募集要領、仕様書内容の説明
- (4) 携行品 事前配布資料(募集要領、仕様書)、印鑑(認印可)
- (5) 注意事項

ア 本説明会に参加されない業者の方は、公募に参加できません。

イ 参加希望者は、募集要領別紙様式第1「業者説明会参加申込書」によりお申込みください。

申込期限 令和6年9月2日(月)正午(必着)

6 その他

細部については、募集要領による。

7 問い合わせ先

兵庫県伊丹市緑ヶ丘7丁目1-1

陸上自衛隊伊丹駐屯地中部方面総監部人事部厚生課(担当 中平)

電話 072-782-0001(内線2628)

FAX 内線2934(交換手による手動切替)